



相互会社運営

相互会社とは

保険会社の会社形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は保険業法に基づいて設立された「相互会社」です。相互会社とは、ご契約者*を会社の構成員「社員」とする社団法人です。そのため、ご契約者お一人おひとりが会社の運営に参画することで、中長期的な視点に立って、ご契約者の意思を反映することができる会社形態です。当社は、相互扶助の精神のもと、相互会社としてお客さまそして地域社会を支えてきました。これからも、お客さまそして地域社会を大切にすることに徹し、いつまでも変わらない安心をお届けしてまいります。

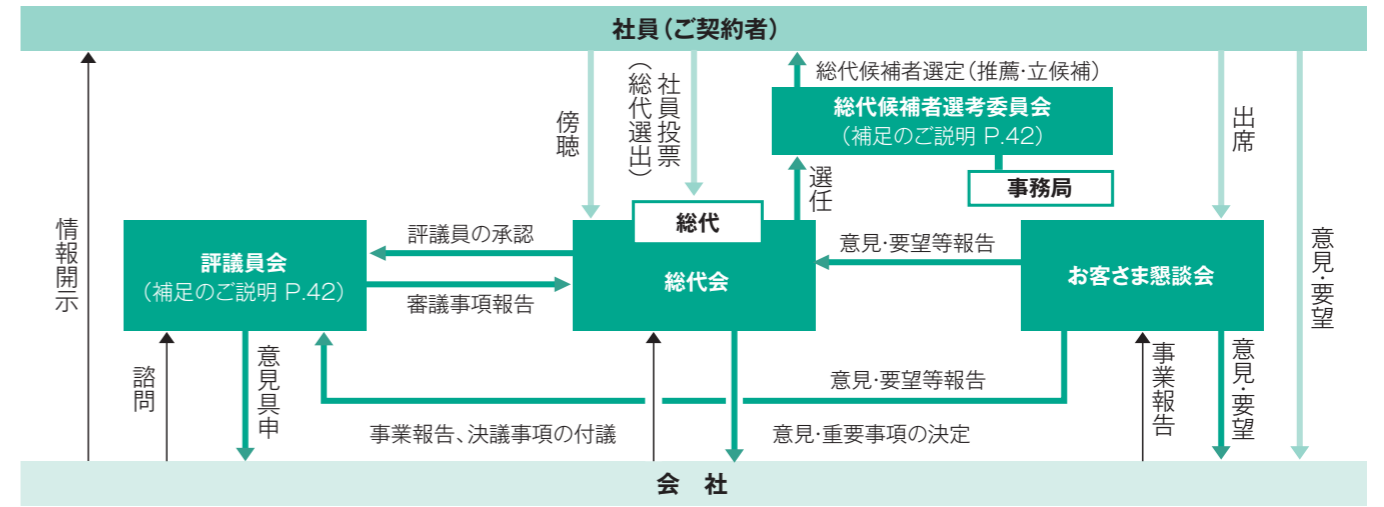
*剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者は社員には含まれません

	相互会社	株式会社
性質	保険業法に基づき設立された中間法人	会社法に基づき設立された営利法人
構成員	社員	株主
意思決定機関	社員総会または総代会	株主総会
配当のお支払いのイメージ	<p>剰余金 ↓ 社員総会（総代会）での剰余金処分決議 ↓ 社員配当</p>	<p>剰余金 ↓ 取締役会の承認により損益計算書の「契約者配当準備金繰入額」に計上 ↓ 契約者配当</p> <p>剰余金 ↓ 株主総会での剰余金処分決議 ↓ 株主配当</p>

*ここで示しているものは、配当のお支払いのイメージであり、金額の多寡や有利不利を示したものではありません

相互会社制度運営の仕組み

当社は「総代会」を中心に、「総代候補者選考委員会」「評議員会」「お客さま懇談会」の各機関が連携し「相互会社制度運営」の充実を図ることで、ご契約者のみなさまのご意見・ご要望がより経営に反映されるよう努めています。



総代会

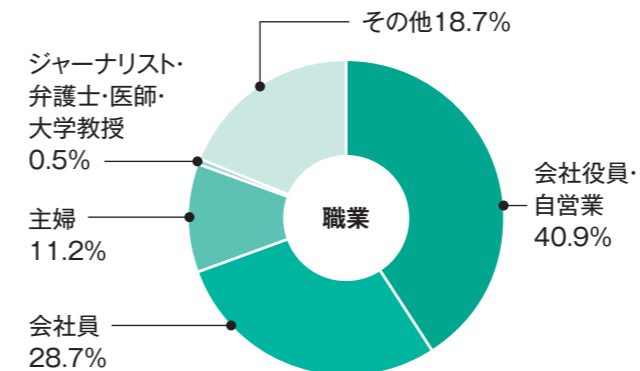
会社の運営に直接参画いただくため全国の約623万人の社員のみなさまが一堂に会する「社員総会」を開催することは、現実的には困難です。このため、社員の代表として選出された「総代」で構成される「総代会」を設置し、最高意思決定機関として決算書類の報告、また剰余金処分や取締役の選任など、経営に関する重要な事項について審議および決議を行います。社員の代表として選出される総代の定数は定款において222人と定めています。多様な視点から経営の重要な事項を審議するため、地域、職業、年齢等を考慮し幅広く選ばれた総代構成となるようにしています（200人は、地域別選出による120人と地域別選出によらない80人に配分）。また、22人については、総代選出プロセスの多様化と透明性の強化を目的に導入した「立候補制」により選出される総代です。

お客さま懇談会

ご契約者のみなさまに当社の事業活動を報告し、ご理解を深めていただくとともに、ご意見等を直接お伺いし、ご契約者の意思を反映する経営を行なうことを目的に、「お客さま懇談会」を毎年全国で開催しています。2022年度は2023年1月から2月に、全国のすべての支社で開催し、合計2,437人のご契約者にご出席いただきました。ご契約者から寄せられたご意見・ご要望等については、総代会・評議員会等において報告するとともに、改善を要するご意見・ご要望等については、担当部が対応を検討し、経営会議の諮問機関であるお客さま志向検証委員会を通じフォローを実施しています。

2022年度お客さま懇談会

ご出席者の構成



ご意見・ご要望・ご質問等の内訳

